

サービス提供会社



株式会社 T's PLUS



T's SAFETY

T's SAFETY は、入居者様に安心して快適な生活をご提供させていただくためのサービスです。

株式会社 T's PLUS



入居者向けアプリ設定のご案内

管理会社との連絡・各種サービス利用ができますので
必ず**入居者自身**で確認の上、ご利用ください

STEP1

アプリをインストール

下記QRコードよりストアから
アプリをインストールしてください。



※ Google Play 及びGoogle Play ロゴ、
AndroidはGoogle LLCの商標または登録商標です。
AppStoreは、AppleLLCのサービスマークです。

STEP2

仮ID/仮パスワードを入力

アプリを立ち上げて、利用規約をご確認いた
だいた後、「初回ログインはこちら」を選択、仮
ログイン画面で、下記仮ID/パスワードをご入
力いただくか「QRコード」を選択いただき、下
記QRコードを読み込みしてください。

仮ID
f2da7539

仮パスワード もしくは
rLryfK3W

仮登録QRコード



※ 仮IDおよび仮パスワードは
入居時にいただいた電話番号の
SMSに送信させていただきます。

STEP3

ログイン情報を入力

ログイン情報画面で
メールアドレス、パスワード(ご自身で設定)
生年月日を入力してください。

※こちらで設定したメールアドレス、パスワードが、
アプリのログイン情報となります。



STEP4

ログイン完了

STEP3で登録したメールアドレスに
本登録のメールアドレスが届きますので、
そちらのURLにアクセスいただくと
本登録が完了し、ログイン完了です。

メールが届かない場合は?
・迷惑メールフォルダーをご確認ください。
・no-reply@appme-cloud.comからの
メールを受信できるように設定してください。



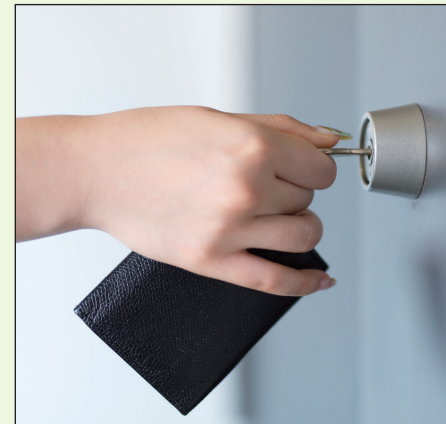
こちらのアプリから各種サービスへのアクセスができますので、ぜひご利用ください。



T'S SAFETY

～ 24時間 365日出動の安心サポートサービス ～

駆け付けサービス



カギのトラブルサポート

- カギを紛失して自宅に入れない!
- 外出先にカギを忘れてきてしまった!

※ 氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付の
公的身分証明の提示が必要です。
※ 合鍵の作製はできません。
※ マンションのオートロックは作業対象外です。

例：カギをなくした場合(夜間)

一般的な価格 **19,800円**

会員価格 **無料**



水まわりのトラブルサポート

- 蛇口から水がもれて止まらない!
- 排水溝が詰まってしまった!
- トイレのタンクが故障して水が出ない!
- トイレが詰まった! 水があふれた!
- 台所の詰まりで水が流れない!

例：トイレが詰まった場合

一般的な価格 **16,500円**

会員価格 **無料**



ガラスのトラブルサポート

- 泥棒の侵入でガラスが割られた!
- 子供がガラスを割ってしまった!
- 自然災害でガラスが割れた!
- ガラスにヒビが入っているので応急処置を
してほしい!

※ 災害や天候等が理由で、当日の出動対応が
できかねる場合がございます。

例：ガラスを割ってしまった場合

一般的な価格 **20,350円**

会員価格 **ガラス代実費**

無償対応範囲と 有償対応範囲について

- 無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業)が無料となります。
- 有償対応範囲…60分超の作業料金(10分につき、1,100円(税込))・特殊作業料金・部品代金となります。
- 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。

トラブル発生から
解決までの流れ

トラブル発生!
フリーダイヤル
☎0120-400-359

コールセンター
入居者の過失や事故に対して
出張・作業を会員価格で対応!!

トラブル解決!



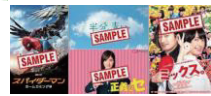
入居者様も大満足の 動画&漫画サービス

最新作の映画が毎月1本無料！※1

無料漫画も2,000冊以上！

さらに毎月お得なクーポンを50枚配布！※2

ドラマ・アニメ・映画



コミック



※1. 毎月動画600ポイント付与（600円相当）により、ポイント内で好きな動画が視聴可能
※2. クーボンのご利用で上記ポイントと合わせ、毎月31作品～最大45作品が視聴可能

ご要望の多い動画サービスに加え、毎月更新の無料漫画も2,000冊以上読めるオプションです。
※毎月付与の600ポイントは次月に繰り越しはならない為、月内にご利用ください。

国内最大級の品揃え！新作も観られる！

・作品数は約24万作品と日本最大級の品揃え。多彩なジャンル（見放題はhulu7万、u-next21万程度）



新作映画・人気のディズニー作品・見逃し配信やドラマ等多彩なジャンルを配信中！

「ポイント」と「クーポン」でダントツおトクに観られる！

さらに、人気アニメ・ドラマ作品が月変わり100%/90%offで観られる
クーポンを計50個配布中！



※キャンペーンは予告なく変更・終了する場合がございます。

電波がなくても楽しめるオフライン再生機能

レンタルした作品は、ダウンロードすることが可能です。
事前にダウンロードしておけば、飛行機など電波のない環境でも閲覧可能
※ダウンロード対応作品に限る

music.jpよくある質問ページ
https://secure.okbiz.okwave.jp/mti7/?site_domain=musicjpfqa010

music.jpお問い合わせフォーム
<https://music-book.jp/UserSupport/Inquiry>

サービス概要

Medica1care

不意のケガの
応急手当
どうすればいい？



例えばこんな時
ドクターやカウンセラーが待機し

24時間365日

お電話1本で

適切なアドバイスをお届けします。

Parenting



赤ちゃんが夜中に
熱を出した、
どうしよう！

Menta1care

ストレスがたまり
精神的に
まいっている



Nursing care



家族の介護
のことを誰かに
相談したい…



年中無休いつでも安心をお届け

先端的な受付システムを完備した相談センターにて、
常勤のドクターをはじめとする経験豊かなスタッフが 24
時間・年中無休体制で電話による健康相談に応じて
います。突然のお困りごとにもご利用いただけます。

420名の頼もしい相談スタッフ

ドクター・ヘルスカウンセラー、オペレーターなど、様々な
スタッフがご相談に応じています。*

ドクター：内科・小児科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・歯科・
海外感染症科、ほか
ヘルスカウンセラー：保健師・助産師・看護師・心理カウンセラー・ケアマネジャーなど
キャリアのある相談員

*2016年7月のデータです。

ご相談事例

Medica1care 医療全般

身体の気になる症状や治療について相談できます。

頭痛、歯痛、風邪の諸症状、嘔吐、口渇、めまい、耳鳴り、舌痛、味覚臭覚異常、視覚異常、いびき、肩こり、
更年期症状、腹痛、手足のしびれ、発疹、夜間・休日の医療機関情報、薬の副作用、など
何科を受診したらいいのか？どんな病気が考えられるのか？応急処置は？など、気になる悩みを解決します。

Parenting 育児相談

母子保健や育児について相談できます。

家族計画について、不妊症、マタニティーブルー、産院情報、出産方法、授乳について、妊娠中の生活について、妊娠中の病気誤飲、
転倒、おねしょ、歯並び、指しゃぶり、爪かみ、卒乳、離乳食、おやつ、トイレトレーニング、発育、予防接種、常備薬、など
ご相談いただくことで、出産や育児に対する不安感の軽減を期待できます。

Menta1care メンタルヘルス

ストレスや精神の健康について相談できます。

対人関係の悩み、職場のストレス、夫婦の問題、子育てのストレス、不登校、いじめ、気分障害、不安障害、不眠、摂食障害、
心身症アルコール依存症、ギャンブル依存症、こころの悩みを抱える人への接し方、専門医のご案内、など
ストレスの緩和や、適切な医療機関への受診の促し、セルフケアやラインケアの役割を期待できます。

Nursing care 介護相談

家庭看護や介護について相談できます。

運動指導、食事指導、水分補給・食事の選び方、吐瀉の応急処置、寝衣の調整、冷・温湿布、冷あん法について、室内の環境について、
入浴・清拭、どのようなとき再診すべきか、家庭で出来る看護、床ずれ防止、排泄などの生活介助、介護保険について、など
セカンドオピニオンや、他人に聞きづらいお悩みもご相談できます。介護者の方の負担軽減に役立ちます。

Healthcare 健康全般

健康保持や増進について相談できます。

健康保持、病気の予防、健康な食事とは、どのような運動をするべきか、医師からの説明の受け方、高度医療、医療費控除、
人間ドックほか各種健康ドック、生活環境の見直し、食品衛生、予防接種、など
生活習慣予防や、メタボリック対策、症状・疾病の早期発見、早期治療、健康教育などに効果が期待できます。

お問い合わせ番号 0120-247-836

学びを通じて
デジタルライフを楽しむ
VaLEd Life Concierge

あなたの暮らしのアシスタント
くらしすたんと



バレッドライフ
コンシェルジュ

幅広い分野であなたの「学びたい」をサポートします

バレッドライフコンシェルジュは
豊かなデジタルライフをサポートするための教育パートナーです。



01. パソコン



02. スマホ・タブレット



03. アプリ・各種ソフト

パソコン、スマホやタブレット、アプリ・各種ソフトなど
学び放題のコンテンツやオンラインレッスンをご利用いただけます。



TEL : 0120-994-245
営業時間 : 10:00~17:00

バレッドライフコンシェルジュサービスサイト
<https://classistant.jp/services/service01/>



会員様限定 [月額]

近隣トラブル解決支援サービス
Mamorocca

元警察官による
近隣トラブル
解決支援サービス

騒音トラブル

周囲の部屋からの騒音、
気になる段階から対応

迷惑行為

近隣からの嫌がらせ
迷惑行為に対応

不法侵入・ストーカー

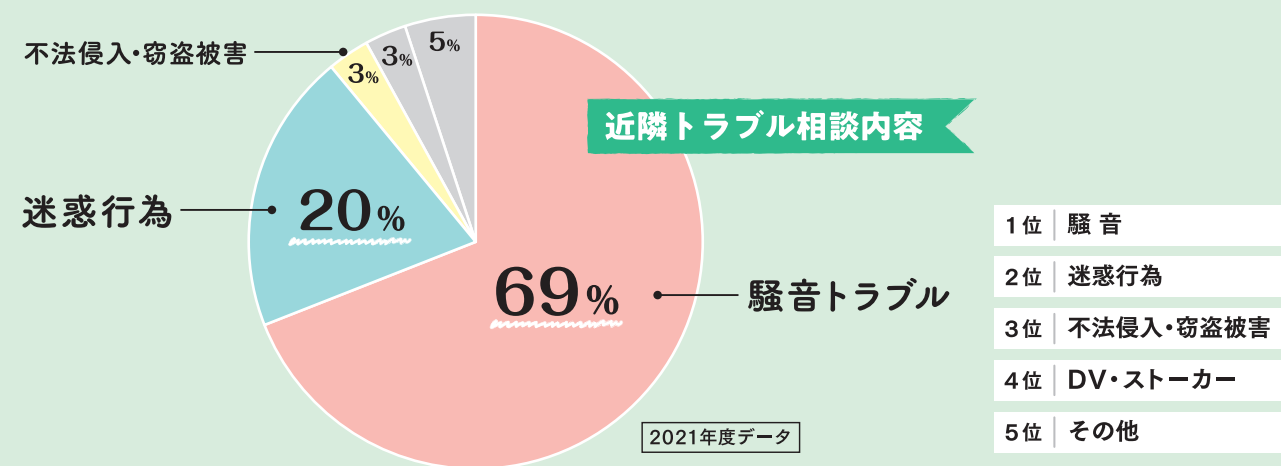
留守中に侵入された・
ストーカー被害等に対応

「少し気になる…」の段階からご相談ください

元警察官で構成された相談員が警察では介入しづらい事件未満の近隣トラブルを解決支援します。



- 状況を詳しくヒアリングし、是正依頼などの状況に応じて対応します。
- 解決に向けた相談サポートや、シェルターを含む関連機関をご紹介します。



会員様
専用ダイヤル

0570-007-001

平日 10:00~18:30 ※土・日・祝・年末年始を除く

メールで相談
ご利用お問い合わせ
QRコード(24時間受付)



すまいレスキュー保険C (家財保険)

1 火災 	2 落雷 	3 破裂または爆発 	4 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ 	5 風災・ひょう災 雪災 <small>※家財の損害額に条件はありません。</small>
6 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 	7 騒じょうなど 	8 家財の盗難 <small>※1事故、50万円限度。</small> 	9 通貨の盗難 <small>※通貨は1事故、1世帯20万円限度。</small> 	10 預貯金証書の盗難 <small>※預貯金証書は1事故、1世帯につき保険金額を限度。</small>
11 いたづら <small>※1事故、30万円限度。</small> 	12 水害 <small>※保険金は再調達価額に占める家財の損害割合によって異なります。</small> 	13 持ち出し家財保険金 <small>一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で①～⑧の事故によって損害を受けた場合</small> 		

すまいレスキュー保険C (賠償責任保険)

14 家主様への賠償責任 火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 	15 第三者に対する賠償責任 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
--	--

さらに次の費用保険金等が付帯されます。

臨時費用	修理費用 <small>(※借用住宅に限り)</small>
水道管等修理費用	地震火災費用
ドアロック交換費用	ピッキング防止費用
残存物清掃費用	近隣見舞費用
緊急避難費用	洗面台交換費用
ガラス交換費用	便器交換費用
浴槽交換費用	遺品整理費用
損害防止費用	

- 家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので、万の場合でも損害賠償金で同等の家財が購入出来ます。(※ただし貴金属などは時価額で評価します)
- 損害保険金等をお支払いする際にお客さまからの自己負担額はありません。
- 修理費用の補償には「住宅内での被保険者の死亡による借用住宅の損害(50万円限度)」を含みます。
- このパンフレットはすまいレスキュー保険Cの概要を説明したものです。詳細は取り扱い代理店またはレスキュー損害保険株式会社までお問い合わせください。
- このパンフレットに記載している、すまいレスキュー保険C以外の各種サポート、サービスの内容は、レスキュー損害保険株式会社が提供するすまいレスキュー保険Cの付帯サービスではありません。

すまいレスキュー保険C (家財保険・賠償責任保険) 補償内容について

保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額 (家財保険限度額150万円)	保険金をお支払できない 主な理由	
損害保険金	①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個(組)ごとに30万円限度)	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ● 家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 ● 家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ ● 家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。 ● 持ち出し家財である自転車の盗難 ● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特長による事故 ● 上記以外の放射性放射または放射能汚染など ● (洗面台交換費用保険金) ● 結まりによる破損または汚損など ● (便器交換費用保険金) ● 結まりによる破損または汚損など ● (浴槽交換費用保険金) ● 結まりによる破損または汚損など 	
	⑧家財の盗難	家財		損害額：1事故につき50万円を限度 ※貴金属等は1個(組)ごとに30万円を限度
	⑨通貨の盗難	通貨		1事故、1世帯ごとに20万円を限度
	⑩預貯金証書の盗難	預貯金証書 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合		1事故、1世帯ごとに保険金額を限度
	⑪いたづら	第三者によるいたづらにより家財が損害を受け、所轄の警察署で被害届が受理された場合		1事故につき30万円を限度
	⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合		損害額×100%：保険金額を限度
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合		保険金額×10%を限度
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合		保険金額×5%を限度
		家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合		損害額×100%：保険金額を限度
	持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合		1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度 ※貴金属等の場合は1個(組)ごとに30万円を限度
	臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金がお支払される場合		損害保険金×5%を限度
	修理費用保険金	上記①～⑥、⑧～⑩の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者(住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人)が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限り		実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度
	水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます		実費：1事故につき10万円を限度
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半壊以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度		
ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度		
ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたづらにあり、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度		
残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金がお支払される場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度		
近隣見舞費用	上記①・③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度		
緊急避難費用	上記①～⑧の事故により損害保険金がお支払される場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用		
洗面台交換費用	住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
ガラス交換費用	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)	実費：1事故につき100万円を限度		
便器交換費用	住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
浴槽交換費用	住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
遺品整理費用	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費：1事故につき30万円を限度		
損害防止費用	損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費	
賠償責任保険	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額(法律上の賠償責任の額) 2,000万円を限度 ※偶然な事故により被保険者が住宅を損壊させた場合は、火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故による漏水は2,000万円を限度とし、その他の事故は100万円を限度とします。	

もしも家財保険・賠償責任保険の事故にあわれたら…

●すまいレスキュー保険C 事故受付専用ダイヤル (フリーコール)

0120-123-030 24時間/年中無休

レスキュー損害保険株式会社

URL <https://www.rescue-sonpo.jp/>
 ご契約内容のご連絡は TEL : 03-6910-3277

RB01-012(1) 2022.03

すまいレスキュー保険C 保険金のお支払い例

家財の損害




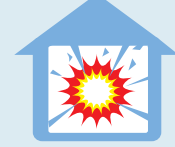





○ 保険金をお支払いする主な例	×	保険金をお支払いできない主な例
<p>火災を起こし、家財が焼失してしまった。 火災による家財の損害を補償致します。</p> 		<p>地震により、テレビが倒れ、破損してしまった。 地震による損害は、補償の対象外となります。</p> 
<p>隣室からの火事による延焼で、家財が焼失してしまった。 類焼による家財の損害を補償致します。</p>		<p>隣室からの火事による類焼で、駐車場に置いていた車に損害が発生した。 自動車は家財保険の目的には含まれないため補償の対象外となります。</p> 
<p>上階からの漏水でテレビが故障してしまった。 他人の戸室で生じた事故による水漏れによる家財の損害を補償致します。</p> 		<p>雨漏りでテレビが、故障してしまった。 雨漏りによる家財の損害は、補償の対象外となります。</p>
<p>台風でガラスが割れ、雨が吹き込み家財に損害が生じた。 風災による家財の損害を補償致します。</p> 		<p>窓を閉め忘れた為、雨水が吹き込み家財に損害が生じた。 単なる雨水の吹き込みを原因とする家財の損害は、補償の対象外となります。</p>
<p>デパートでひったくり被害にあい、カバンを盗まれた。 一時的に持ち出された家財が、他の建築物内で盗難等の被害にあい損害を受けた場合は、持ち出し家財保険金をお支払致します。 ※地下通路やアーケードなど、もっぱら通路として利用される建築物内を除きます。 ※現金は持ち出し家財保険金の補償対象外です。</p> 		<p>デパートでカバンを置き忘れ、紛失してしまった。</p>

費用保険金等

○ 保険金をお支払いする主な例	×	保険金をお支払いできない主な例
<p>誤って借用戸室の窓ガラスを割ってしまった。 [100万円限度]</p> 		<p>老朽化により、給湯器が故障してしまった。 老朽化による設備の故障や汚れなどは補償の対象外となります。</p>
<p>寒暖差による自然現象、または熱を原因として、窓ガラスが破損した。 [100万円限度]</p> 		<p>結露を原因として、借用戸室にカビの損害が発生した。 カビによる損害は補償の対象外となります。</p> 
<p>化粧ピンを落とし、洗面台を破損してしまった。 [100万円限度] ※交換した場合が対象です。</p> 		<p>外出先で鍵を紛失し、ドアロックを交換した。 鍵の紛失は補償の対象外となります。</p>
<p>誤って、浴槽を破損させてしまった。 [100万円限度] ※交換した場合が対象です。</p> 		<p>地震により、化粧ピンが落ち、洗面台が破損してしまった。 地震による被害は、補償の対象外となります。</p>
<p>誤って、便器を破損させてしまった。 [100万円限度] ※交換した場合が対象です。</p> 		<p>原因不明の水漏れが発生した為、原因調査を業者に依頼した。 原因調査費用は、補償の対象外となります。</p>
<p>凍結により、水道管や給湯器が破損した。 [10万円限度]</p> 		
<p>部屋の鍵が盗難被害にあったため、ドアロックを交換した。 [3万円限度]</p> 		

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

入居者の法律上の賠償責任

○ 保険金をお支払いする主な例	×	保険金をお支払いできない主な例
<p>洗濯機のホースが外れ、借用戸室の床に損害を与えてしまった。</p> 		<p>排水管の老朽化が原因で階下に漏水してしまった。 老朽化による漏水は、建物所有者の責任となります。</p>
<p>火災を起こし、借用戸室を焼失させてしまった。</p> 		<p>自動車を運転中、他人に怪我をさせてしまった。 自動車事故による損害は、補償の対象外となります。</p> 
<p>ガス爆発を起こし、借用戸室に損害を与えてしまった。</p> 		<p>勤務中に、誤って事務所内のガラスを破損させてしまった。 職務遂行中の事故は、補償の対象外となります。</p>
<p>洗濯機のホースが外れ、階下の天井、家財に損害を与えてしまった。</p>		<p>借用戸室の使用により、不可避免的に生じる損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンスを置いていた場所にへこみ跡が残った。 ・喫煙により、壁紙が変色した。
<p>ベランダから物を落とし、歩いていた人に怪我を負わせてしまった。</p> 		<p>借用戸室の自然の劣化や消耗によって生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日焼けにより畳が変色してしまった。 ・部屋の壁紙が経年により、はがれてきた。 ・老朽化により、給湯器が故障してしまった。 ・結露が生じたため、床や壁にカビが生えた。
<p>借用戸室で転倒して、ドアを破損させてしまった。</p> 		<p>単なる外観上の損傷で、借用戸室の機能に直接関係のない損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内の模様替え作業中、壁紙に傷をつけてしまった。 ・飼った猫が壁をひっかき、傷跡が残った。
<p>室内の模様替えの作業中、あやまって壁に穴をあけてしまった。</p> 		<p>偶然な事故によるものではない損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の釘穴を補修した。
<p>あやまって家具を落とし、床に穴をあけてしまった。</p> 		
<p>幼児が物を投げて、ドアに穴があいてしまった。</p> 		

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

重要事項説明書（被保険者向け）[契約情報]

1 商品の仕組み

この保険は、レスキュー損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が引き受ける家財保険（賠償責任保険特約付き）です。家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、賠償責任保険は偶然な事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。この保険には包括契約特約が適用されます。

2 包括契約特約について

保険契約者は法人または個人事業主に限ります。保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数、住宅の住所などを記載した帳簿を備え、当社からの求めがあれば帳簿を当社へ提出する必要があります。被保険者は、帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

3 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、賠償責任保険特約、包括契約特約です。また、保険契約者の意向で賠償責任保険補償拡大特約、法人特約、立替払特約をセットすることができます。

4 補償の期間

保険契約者の帳簿に記載された補償開始日（通常は入居日）の午前0時に始まり、保険契約者の帳簿に記載された補償終了日（通常は解約日）の24時に終わります。

5 お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。

6 保険料の払込

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

7 解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金

解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金はありません。

8 被保険者について（範囲と制限）

被保険者は、この保険における住宅に居住する被保険者およびその同居者をいいます。被保険者は、保険契約者の帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

9 補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や他社の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（※）

（※）1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

10 損害保険会社破綻時の取扱い

万一当社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

11 補償内容

補償内容、保険金等をお支払いする事由や保険金をお支払いしない事由はパンフレットにてご確認ください。

12 ご加入時およびご加入後にご注意いただきたいこと

他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

13 クーリングオフ（契約申込の撤回等について）

保険契約者が法人または個人事業主のため、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

14 事故が起こった時の手続きおよび注意点

- ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることがあります。
- 火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を当社の調査前に処分なさらさないで下さい。
- 賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談の上、示談交渉を行ってください。保険会社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険金請求の際は当社所定の次の書類をご提出いただきます。
 - ①保険金請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：レスキュー損害保険株式会社

0120-123-030 （通話料無料）【受付時間 24 時間 365 日】

15 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽ ADR センター」をご利用いただくことができます。

16 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

- 個人情報の取得・利用
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- お客様に関する情報の利用目的について
お客様から提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用いたします。
 - ①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い
 - ③再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 等
- お客様に関する情報の外部への提供について
当社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。
 - ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
 - ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）に提供する場合
 - ③再保険の手続きをするために再保険会社(外国を含む)に提供する場合 等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページをご覧ください。

【保険会社への相談・苦情・連絡窓口】

レスキュー損害保険株式会社

東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル
TEL 03-6910-3277

株式会社T's PLUSが主たる契約者、また株式会社T's PLUSの業務委託先である株式会社グローバルキャスト（愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート 14F）が従たる保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。

第1章 総則

第1条 (規約)

- この規約は、株式会社T's PLUS (以下「当社」といいます。)が提供する「T's SAFETY」(以下「本サービス」といいます。)を、第2条所定の会員が利用するにあたって適用されます。当社は本サービスの運営や会員情報の管理などを業務委託先である「株式会社グローバルキャスト」(以下、「業務委託先」といいます。)に委託します。また、当社は、必要に応じて本サービス内における各種サービスの提供を第1条3項に定める当社の業務提携先に委託します。
- 当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、本契約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。
- 本サービスは「入居者向け緊急サポートサービス」「メディカルレスキュー(医療ダイヤルサービス)」「パレットライフコンシェルジュ(PC等のオンラインレッスンサービス)」「マモロッカ(近隣トラブル解決支援サービス)」「music.jp(動画、漫画の配信サービス)」および「すまいレスキュー保険C」により構成されます。但し、「T's SAFETY 入会申込書」にてT's SAFETY PLUSを希望された場合は「高齢者見守りサービス」が構成に加わります。それらの提供会社や各種サービスの規約は以下のとおりです。
 - 「入居者向け緊急サポートサービス(カギ・水まわり・ガラスのトラブル駆付け等の安心サービス)」
業務提携先：ジャパンベストレスキューシステム株式会社
商品規約：https://pm.classistant.jp/wp-content/uploads/2022/09/jbr_20220909.pdf
 - 「メディカルレスキュー(医療ダイヤルサービス)」
業務提携先：株式会社StockTech
サービス概要・規約：https://classistant.jp/medicalrescue/
 - 「パレットライフコンシェルジュ(PC等のオンラインレッスンサービス)」
業務提携先：株式会社グローバルキャスト
サービス概要・規約：https://classistant.jp/services/valledlifeconcierge/
 - 「マモロッカ(近隣トラブル解決支援サービス)」
業務提携先：株式会社Vanguard Smith
サービス概要・規約：https://classistant.jp/services/mamorocca/
 - 「music.jp(動画、漫画の配信サービス)」
業務提携先：株式会社エムティーアイ
サービス概要・規約：T's SAFETYアプリ内に記載
 - 「T's SAFETY PLUS(高齢者見守りサービス)」
業務提携先：合同会社ネコリコ
商品規約：https://pm.classistant.jp/wp-content/uploads/2022/09/necoliko_220902.pdf
 - 「すまいレスキュー保険C(入居者補償制度(保険))」
引受保険会社 レスキュー損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)
「入居者補償制度(保険)」につきましては本規約の第2章をご確認ください。
- 個別規約の内容が本規約に定める内容と異なる場合、個別規約の内容が優先するものとします。

第2条 (会員)

- 会員とは、当社が媒介、仲介または管理する不動産(以下「対象物件」といいます。)についての賃貸借契約を締結し入居を行った後、本規約に同意のうえ、本サービスの入会申込書を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認められた者をいいます。会員が当社より業として対象物件を賃借した場合もしくは当社が本サービスの提供ができない住所地对象物件が所在する場合には、ご入会いただけません。
- 会員は、本サービスの入会申込書をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

- 対象物件の賃借人自身が対象物件に居住されない場合は、対象物件の賃借人の承諾を条件として、対象物件に居住される方(以下「居住者」といいます。)は本サービスの入会申込書を行うことができます。この場合、対象物件の賃借人は、本規約の内容を十分理解するものとし、会員となる居住者にその内容を理解させ、居住者に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

第3条 (利用者)

- 本サービスは、会員とその同居家族のみが利用(以下「利用者」といいます。)することができます。ただし、会員の住所が当社の登録住所と異なる場合には利用することはできません。
- 本サービスの「入居者向け緊急サポートサービス」を利用する場合、原則として、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となります。

第4条 (会費、本サービスの失効)

- 本サービスの月額会費は、2,200円(税込)といたします。但し、「T's SAFETY 入会申込書」にてT's SAFETY PLUSを希望された場合、月額会費は2,750円(税込)といたします。なお、月額会費は「入居者補償制度(保険)」の保険料相当額410円を含みます。「入居者補償制度(保険)」につきましては、本規約の第2章をご確認ください。
- 会員は、毎月一定の期日までに次月分の会費を、当社指定の方法で支払うものとします。
- 会員が会費の支払を怠った場合、滞納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。なお、支払済の会費は、退会、会員資格の取消、その他理由のいかんを問わず、返金しないものとします。

第5条 (譲渡禁止等)

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第6条 (利用・更新可能期間)

- 本サービスの利用及び更新可能期間は、対象物件の入居日から退去日までとします。
- 会費お支払後に退去となった場合、本サービスのご利用可能期間は退去日までとなります。その場合であっても、日割りでの会費の返金は行いません。予めご了承ください。

第7条 (変更の届出)

- 会員は、連絡先等当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出をするものとします。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。また、前項の届出による変更後の賃貸物件の所在地によっては、会員が本サービスを受けられない場合があることを会員は予め承諾するものとします。

第8条 (会員資格の取消)

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

- 不正な行為があった場合
- 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかけける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
- 会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合

- 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
- 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるもの構成員、または準構成員であることが判明した場合
- 会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合
- 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
- その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第9条 (個人情報)

- 当社は本サービスの運営において知り得た会員もしくは利用者等(以下、「会員等」といいます)の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。
 - 会員等より依頼を受けた各種サービスを提供するため
 - 会員等に対して当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため
 - (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要が生じた場合
 - 会員等から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
 - 当社の業務委託先が入会・退会・変更等の各種手続きを行うため
- 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
 - 会員等が同意している場合
 - 個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合
- 当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を業務委託先・業務提携先等と共同で利用する場合があります。

第10条 (免責)

- 当社は本サービスの利用により発生した会員または第三者に生じた損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
- 当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。
 - 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
 - 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合(当該物件に関し会員との賃貸借契約の範囲外についての本サービスの提供を含む)
 - 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかけける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
 - 利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
 - 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
 - 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるもの構成員、または準構成員であることが判明した場合
 - 天災地変等の災害により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合

- 会員の住所が離島・島嶼・山間部その他当社のサービス提供が困難な地域に変更になった場合
- その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第11条 (反社会的勢力の排除)

- 会員は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。
 - 会員が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」といいます。)であること、または次のいずれかに該当すること
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 会員が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた要求行為
 - 本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 当社は会員が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第2章 「入居者補償制度(保険)」

第12条 (内容)

- 入居者補償制度(以下「本制度」といいます。)は、火災等により家財に損害が生じた場合や賠償責任(不注意による失火、階下への漏水事故等)を負担した場合等に、会員に対して補償を提供することを目的とします。
- 本制度は当社が保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。会員は、当該保険契約の被保険者(保険金受取人)となり、会費に含まれる保険料相当額を負担します。
- 本制度の保険契約は本規約に同意することをもってお客様の意向を把握・確認したもとして、自動で付帯されます。
- 本制度の補償は、会員規約に定める場合のほか、当社の賃貸人もしくは賃貸人代理の地位が他に移転した場合、または前項の保険契約が終了した場合に終了します。本制度の補償内容、保険金額(保険料率)に変更が生じた場合は、引受保険会社の運営するホームページ上で告知します。
- 本制度の損害保険契約の概要は下記の記載事項の通りです。

<記載事項> 引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社
保険種類：すまいレスキュー保険C
損害保険の補償内容および補償額、個人情報の取扱い等：パンフレットの通り

2022年9月12日 制定